

2025 年 9 月 2 日

第 5 回 フレイル予防推進会議実行委員会 次第

○日 時：2025 年 9 月 2 日（火）14 時～16 時（オンライン）

○出席者：別紙出席状況参照

○挨拶：川名実行委員長挨拶

○議 事：

1. 新規フレイル予防推進会議構成員の承認について（決議）

資料① フレイル予防推進会議名簿

2. 今後の新規構成員承認方法（電磁的方式）について（決議）

資料② 新規構成員承認手続きについて（電磁的方式）（案）

3. 実行委員の選任状況について（報告）

資料③ 実行委員名簿

4. 住民主体のフレイル測定の横展開について（協議）

資料④ 住民主体のフレイル測定の横展開について

資料⑦ フレイル予防推進会議が高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施においてフレイル予防のポピュレーションアプローチを進めることの制度上の位置づけについて

5. 第 3 回フレイル予防推進会議 総会・シンポジウムプログラム案について（協議）

資料⑤ 第 3 回フレイル予防推進会議総会・シンポジウム（案）

6. 一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会の活動状況について（報告）

資料⑥ー 1 一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会プレスリリース

資料⑥ー 2 一般社団法人日本フレイル予防サービス 公式 HP のご紹介

資料⑥ー 3 フレイル予防推進会議と日本フレイル予防サービス振興会の関係

第5回実行委員会

2025年9月2日



議事1

新規フレイル予防推進会議構成員の承認について (決議)

- 下記の自治体が新たに構成員として加入することにつきご審議いただきたい。

＊ 岐阜県

ー資料①フレイル予防推進会議名簿

議事2

今後の新規構成員承認方法(電磁的方式)について (決議)

- 今後の新規構成員の承認方法について、申し込みのある都度実行委員会を開催するのではなく、電磁的方式にて承認する方法を採用することをご承認いただきたい。

一 資料②新規構成員承認手続きについて（電磁的方式）（案）

議事3 実行委員の選任状況について(報告)

- 令和7年9月1日現在の実行委員の選任状況につき報告する。

一 資料③実行委員名簿

議事4

住民主体のフレイル測定の横展開について (協議)

住民主体のフレイル測定の横展開については、フレイル予防推進会議の当面の最も重要な活動として、かねてより議論してきたが、その状況等について、協議をさせて頂きたい。

一資料④住民主体のフレイル測定の横展開について

一資料④別添図 1, 2

議事5

第3回フレイル予防推進会議 総会・シンポジウムプログラム案について(協議)

第3回フレイル予防推進会議総会・シンポジウムを資料⑤の「第3回フレイル予防推進会議総会・シンポジウム（案）」の通り開催したく、プログラム案についてご協議いたしたい。

一 資料⑤第3回フレイル予防推進会議総会・シンポジウム（案）

議事6

一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会の活動状況について(報告)

一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会の活動状況について事務局より資料⑥-1、⑥-2、⑥-3によりご報告いたしたい。

- 一資料⑥-1 一社) 日本フレイル予防サービス振興会プレスリリース
- 一資料⑥-2 一社) 日本フレイル予防サービス振興会公式HPのご紹介
- 一資料⑥-3 フレイル予防推進会議と日本フレイル予防サービス振興会の関係

フレイル予防推進会議参加自治体

【都道府県】

神奈川県

山梨県

徳島県

高知県

【市町村】

北海道 奈井江町

宮城県 仙台市

秋田県 秋田市

茨城県 常陸太田市

埼玉県 春日部市

埼玉県 志木市

埼玉県 富士見市

埼玉県 鶴ヶ島市

千葉県 茂原市

千葉県 柏市

千葉県 市原市

東京都 文京区

東京都 豊島区

東京都 八王子市

東京都 国立市

東京都 西東京市

神奈川県 平塚市

神奈川県 逗子市

神奈川県 三浦市

神奈川県 厚木市

神奈川県 海老名市

神奈川県 山北町

神奈川県 湯河原町

山梨県 笛吹市

岐阜県 神戸町

岐阜県 輪之内町

岐阜県 安八町

奈良県 生駒市

和歌山県 紀の川市

鳥取県 境港市

徳島県 那賀町

高知県 大豊町

高知県 仁淀川町

福岡県 飯塚市

沖縄県 北中城村

(注1) 令和7年9月1日現在

(注2) 青塗は、実行委員会参加自治体

フレイル予防推進会議参加企業・学術関係者

イオン株式会社

キューピー株式会社

株式会社マルタマフーズ

伊藤ハム株式会社

日清オイリオグループ株式会社

株式会社ニッスイ

株式会社ニチレイフーズ

はごろもフーズ株式会社

フジッコ株式会社

株式会社明治

飯島 勝矢

東京大学高齢社会総合研究機構長

未来ビジョン研究センター教授

岡本 茂雄

国立研究開発法人 産業技術総合研究所招聘研究員

神谷 哲朗

(一財)医療経済研究・社会保険福祉協会 政策推進部部長

小松 仁視

NPO法人フレイルサポート仁淀川理事

清水 浩一

(一財)医療経済研究・社会保険福祉協会 常務理事

辻 哲夫

(一財)医療経済研究・社会保険福祉協会 理事長

服部 真治

株式会社日本能率協会総合研究所

社会イノベーション研究事業本部

福祉・医療・労働政策研究部 主幹研究員

矢島 鉄也

(公財)日本健康・栄養食品協会理事長

(一財)医療経済研究・社会保険福祉協会

医療経済研究機構政策推進部企画戦略担当部長

資料②

フレイル予防推進会議構成員の登録手続きについて（案）

フレイル予防推進会議事務局

フレイル予防推進会議の構成員登録については、フレイル予防推進会議規約の第5条に「第3条に定める本会議の目的に賛同し、本事業推進に協力を表明した地方公共団体、産業関係法人等人及び有識者で、実行委員会で承認した者とする。また、本会議の構成員は、地方公共団体及び法人については、代表責任者（団体を代表する権限を有する者）とすることを基本とする」と定められています。

新規構成員の追加手続きについてはなるべく速やかに行うことが好ましいこともあり、現行の実行委員会に提案し審議をして頂く方式に加えて、フレイル予防推進会議事務局で一定の基準を用いた様式を策定し、実行委員会に電磁的手続きの形でご提案し審議をして頂くケースを考えております。

1. 電磁的方法の提案

電磁的方法では、一定期間ごとに審議議決する方式が考えられます。

一方において電磁的方法の場合、十分な質疑応答の時間を設けることが困難な場合がありますので、通常は全員の合意が必要と考えております。従いまして一定の基準に基づいた様式にそった情報を基に、事務局で内申を作成し、実行委員の皆様判断がしやすい形を設ける必要があると考えております。

2. 一定の準備期間の設置

構成員への参加に向けては、申請後長くとも3か月以内、行く末はできれば2ヶ月程度で認めて、事務局の作業委員会参加ガイダンスや連携自治体や振興会の紹介などをするなどのケアをできる体制を作りたい。電磁的方式においても、一定時期ごとに決定する方式は業務的に円滑にいくかどうかの確認を行いながら、進めていきたいと考えております。

3. 電磁式方法での具体的な手順（試行案と課題対応について）

- (1) 年4回程度、電磁的方法での開催を行う。
- (2) 一定の基準を実行委員会内規で定め、フレイル予防推進会議構成員参加登録申請書様式を作成し、事務局が事前審査を行い、実行委員長が確認の上、実行委員会に内申し、電磁的方法で決定する。

- (3) 上記(2)の方法については、それなりの量の資料の整備えや実行委員長事前チェックなど作業などが集中し、不効率となる可能性がある場合、事務局の業務の平準化にも配慮し、上記(2)の内規の下で、実行委員長に決定権を委任し、申請の都度、実行委員長（鳥井普及啓発住民主体合同作業委員会委員長が補助）と事務局で調整し、速やかに構成員参加を認め、実行委員会に事後報告（認めるにはまだ早い場合は、事務局で丁寧に調整する）するという別案も想定する。

4. フレイル予防推進会議構成員の申請手続きに際しての基準

下記の基準を実行委員会内規として定め、それを踏まえた申請書の書式を、それぞれ➡の事項を申請者が明らかにするという形で別途定めることとしてはどうか。

【構成員としての参加を認める基準（実行委員会内規）】

以下の基準を全て満たすことを基本とするが、(4)については、必須ではない。

(1)申請者が首長であること

➡申請書において、首長の個人名が記載されていること

(2)フレイル予防推進会議の理念や目指す方向に賛同し、行政として住民主体によるフレイル予防の地域活動の推進を支援していくことについての同意

➡申請書において、フレイル予防推進会議の理念や目指す方向に賛同し、行政として住民主体によるフレイル予防の地域活動の推進を支援していくことについての今までの実践内容又は今後の実践の構想や計画が記載されていること

(3)フレイル予防に関する情報・知見を県とも共有し、県下自治体等との連携を図ることについての同意

➡申請書において、フレイル予防に関する情報・知見を県とも共有し、県下自治体等との連携を図ることについての今までの実践内容又は今後の実践の構想や計画が記載されていること

(4)フレイル予防のポピュレーションアプローチの政策の延長として、民間企業を活用した官民連携を含む総合的な観点から、フレイル予防の地域づくり、まちづくりに取り組むことについての同意

➡申請書において、フレイル予防のポピュレーションアプローチの政策の延長として、民間企業を活用した官民連携を含む総合的な観点から、フレイル予防の地域づくり、まちづくりに取り組むことについての今までの実践内容又は今後の実践の構想や計画が記載されていること

(5)上記(2)から(4)までについては、現状の行政課題について、フレイル予防推進会議で共有し、課題解決に向けての議論を(有識者の助言も含めて)行うことへの同意

➡申請書において、現状の行政課題を可能な範囲で記載すること

資料④

住民主体のフレイル測定の横展開について

令和7年9月2日

フレイル予防推進会議事務局
医療経済研究・社会保険福祉協会

1. 基本認識

(1)フレイル予防推進会議のフレイル予防のポピュレーションアプローチの推進の当面の活動戦略として、国の進める保健事業と介護予防の一体的実施の取組の一環として、後期高齢者の15問の質問票を活用した15+3方式の住民主体のフレイル測定(以下「住民主体のフレイル測定」という。)の普及を全国に呼びかけ、横展開することとしている(注1)。

(注1)国の令和6年度老人保健健康増進等事業(介護予防等の無関心層等に対する栄養、身体活動、社会参加を組み合わせたポピュレーションアプローチを推進するための人材育成(研修プログラムの作成等)に資する調査研究事業)の報告書において、後期高齢者の15問の質問票を活用した15+3方式の住民主体のフレイル測定の普及の進め方がまとめられている【別添図1参照】。

(2)もとより、この活動方針は、健常及びプレフレイルに焦点を当てたポピュレーションアプローチによる介護給付費の適正化効果が高いという認識【別添図2参照】に基づいたフレイル予防宣言に基づくものであり、上記(1)の横展開の戦略については、ポピュレーションアプローチの効果が具体化するのに一定の時間がかかることを考慮すると、次のステップとして速やかに計画的な展開方策としていく必要がある。

(3)一方、ポピュレーションアプローチの政策効果をあげるためには、市町村の一地域だけでなく市町村全体の適正化効果を検証することを前提とした市町村単位の住民主体のフレイル測定のカバー率の向上と効果測定を行っていくことが一つの前提となる。したがって、フレイル予防推進会議事務局として医療経済研究・社会保険福祉協会において、住民主体のフレイル測定のデータが速やかに蓄積され、分析できる新情報システムの開発に取り組み、令和8年4月の稼働を目指している(注2)。

(注2)事務局の医療経済研究・社会保険福祉協会は、住民主体のフレイル測定の全国普及を至上命題と受け止め、公益的な視点の下、財団の資産を取り崩して各自治体が取組みやすいためのフレイルトレーナーの派遣や人材研修事業等の自治体支援を行うとともに、不可欠な事業である新フレイル情報システムを当面の赤字を前提に導入することとしている。

2. 次のステップに向けての取組状況と今後の展望

(1)現在の取組状況

上記の令和6年度老人保健健康増進等事業の報告書においては、住民主体のフレイル測定の内容及びその展開のための人材養成を含めた今後の進め方が示されており、この報告書に沿い、住民主体のフレイル測定モデル試行を行った三浦市と仁淀川町を擁する神奈川県及び高知県において横展開に向けた検討が始まる一方、両県と同様の動きが取れることが期待される数県において現在水面下での検討が進んでいる(注3)。

(注3)医療経済研究・社会保険福祉協会の想定している今後の段取り

- ・令和7年8月19日

三浦市において、神奈川県庁立会いの下での医療経済研究・社会保険福祉協会からの説明(神奈川県における住民主体のフレイル測定の横展開及び三浦市での新情報システムの試行についての説明が中心)と意見交換の会を開催

- ・8月下旬―9月

三浦市及び仁淀川町の住民主体のフレイル測定の横展開のための試行の実施並びに更なる数県における住民主体のフレイル測定の横展開の推進のための医療経済研究・社会保険福祉協会を中心とする根回しの展開

- ・10月頃

フレイル予防推進会議作業委員会の開催(神奈川県及び高知県における住民主体のフレイル測定の横展開についての取組状況並びに更なる数県における住民主体のフレイル測定の横展開の取組状況の説明と意見交換)

- ・11月20日

フレイル予防推進会議第3回総会の開催(神奈川県及び高知県における住民主体のフレイル測定の横展開についての取組を含めた取組状況の総会への報告並びにその時点で取組まれている数県の取組状況をめぐるシンポジウムの実施)

- ・令和7年度末

フレイル予防推進会議としての住民主体のフレイル測定の横展開についての計画的推進の内容の具体化(実行委員会による決定)

(2)今後の展望(令和7年度末において決定される住民主体のフレイル測定の横展開についての計画的推進の内容のイメージ)

①当面の横展開の5年間程度の計画の推進

遅くとも2035年においては、フレイル予防のポピュレーションアプローチの効果が全国的視野の下で確認されるようにすることをフレイル予防推進会議の目標とする必要があるのではないか。このためには、5か年程度の計画で一定数以上の都道府県において横展開が進んでいる状況を作り上げていく必要があるので、その具体的な活動方針を明らかにし、それを踏まえた全国各地の活動の展開の必要性をフレイル予防推進会議として全国に訴える活動を開始する。

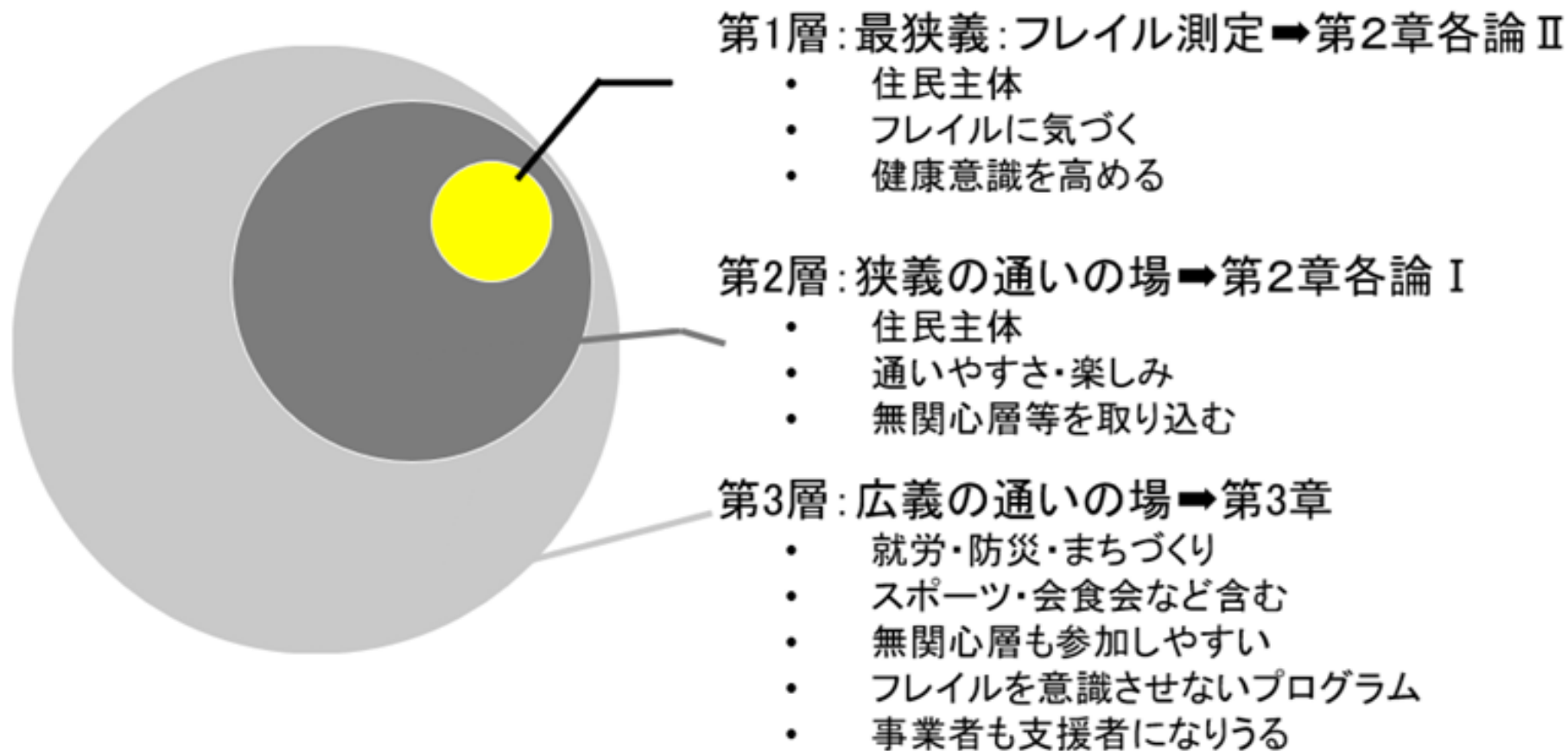
②上記①の円滑な推進のための対応

住民主体のフレイル測定は、住民ボランティアが主導し、地域住民自身の 自助と地域における互助を一体として位置付けることに本質があるが、東大方式の22項目のフレイルチェックを行っていない自治体においては、当初から直ちにその方式を導入することは困難である。したがって、そのような自治体については、通いの場の運営が行政主導型であっても、まずは、行政主導型で住民主体のフレイル測定を実施し、一定期間以降、通いの場の運営に協力している地域住民に対して令和6年度老人保健健康増進等事業の報告書で作成施行された研修プログラムを導入しつつ、本来の住民主体のフレイル測定の段階的な普及を図るという柔軟な対応を行いたい。この対応の円滑な推進のためには、特に都道府県とフレイル予防推進会議事務局の医療経済研究・社会保険福祉協会との連携が重要であり、医療経済研究・社会保険福祉協会はフレイルトレーナーの派遣や人材研修事業等の自治体支援体制を確立する方針である(注4)。

(注4)上記1(3)で述べた通り、住民主体のフレイル測定のデータの蓄積と解析の情報システムが不可欠であるが、その導入はあくまでも自治体ごとの任意の判断によるべきものである。医療経済研究・社会保険福祉協会としては、できる限り使いやすいシステムを開発したいので、引き続き、フレイル予防推進会議作業委員会などで意見を伺っていきたいと考えている。

【図1】令和6年度老人保健健康増進等事業の調査研究結果の要点

研修プログラムの前提となる三層構造と本報告書の構成の関係



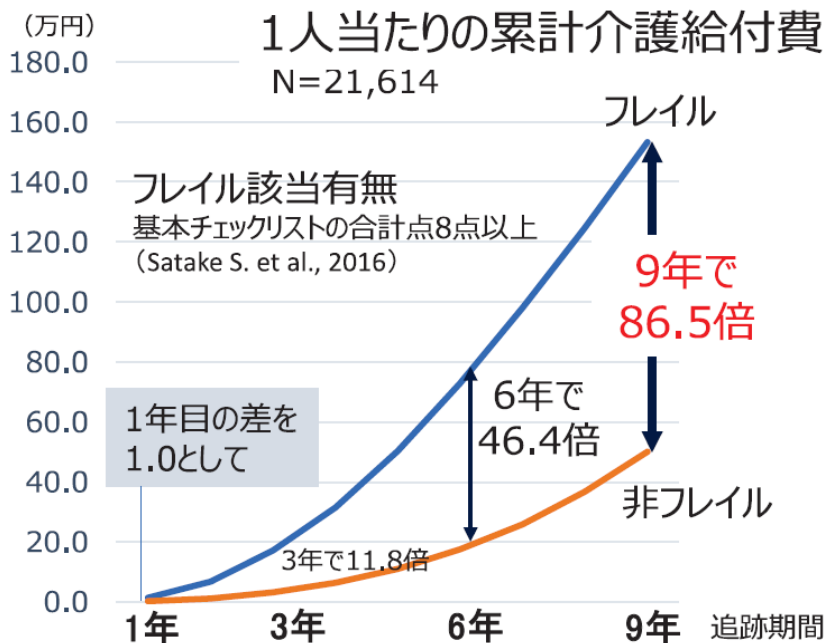
出典：一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 令和6年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護予防等の無関心層等に対する栄養、身体活動、社会参加を組み合わせたポピュレーションアプローチを推進するための人材育成（研修プログラムの作成等）に資する調査研究事業」報告書

【図2】フレイル該当の有無とその後の介護給付費との関係

介護給付費は短期間では過小評価



フレイル該当有無による介護給付費の9年間の差は1年間の86.5倍～115.1倍



本研究の介護給付費は「保険者向け給付実績情報（111CSV）集計情報レコード」に基づき算出。「介護給付」、「予防給付」を含むが、「全額自己負担の介護関連サービス」、「介護予防支援・居宅介護支援」、「福祉用具購入」、「住宅改修にかかる費用」は除外。アンケート結果未回答者除外

渡邊良太，斉藤雅茂，井手一茂，近藤克則．地域在住高齢者のその後の累積介護費は直線的に増加するのカーフレイル，要支援・要介護リスク評価尺度を用いたJAGES9年間の追跡調査より．厚生指標71（4），9-18，2024．

フレイル予防推進会議が高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施においてフレイル予防のポピュレーションアプローチを進めることの制度上の位置づけについて

フレイル予防推進会議事務局
令和7年9月2日

15＋3方式の住民主体のフレイル測定の推進の位置付けについて

1. 高齢者の保健事業と介護予防に一体的実施の基本的な体系

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下「一体的実施」という。）は、厚生労働省保険局所管の保健事業と老健局所管の介護予防の事業をそれぞれ実施することを前提とし、それらを一体的に実施することとされている。

2. 一体的実施についての法令、通知での取り扱い

一体的実施の主管は、保険局であり、フレイル予防のポピュレーションアプローチについては、法令上は、後期高齢者の医療の確保に関する法律125条第3項に基づく高齢者の保健事業として具体的には、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン（最新は、令和6年3月の第3版）」【図4】により、通いの場等でフレイル予防のポピュレーションアプローチを（老健局所管の介護予防と一体的に）行うこととされている。

一方、一体的実施における老健局所管の介護予防としてのフレイル予防のポピュレーションアプローチについては、①法令上は、介護保険法115条の4 5条第6項において地域支援事業として高齢者の保健事業と一体的に実施されることとされ、②具体的には、地域支援事業実施要綱（老健局長通知（令和7年7月17日最終改正））で総合事業の一般介護予防事業として位置付けられ、その事業評価として「介護予防の取組の効果的な推進の観点から、医療保険制度における保健事業との一体的な実施が重要であるため、その実施状況を評価する」こと【図3－3】等とされており、一体的実施におけるフレイル予防のポピュレーションアプローチの具体的な手法に関しては、各自治体ごとの取組に委ねられていると解されるが、令和7年度特別調整交付金交付基準（厚生労働省保険局高齢者医療課長通知（令和7年4月10日））Q&Aの問74【図8】では一体的実施の一環としての位置付けについては一定の留意をする必要があるとされている。

3. フレイル予防推進会議の当面の重点活動であるフレイル予防のポピュレーションアプローチとしての15＋3方式の住民主体のフレイル測定の推進に当たっての制度上の位置付けについての確認等の必要性

以上の2に示された制度上の状況の下、フレイル予防推進会議においては、一体的実施が制度として全国的にあまねく展開されている状況に着目し、当面の重点活動として、一体的実施における介護予防の取組として15＋3方式の住民主体のフレイル測定という自治体発のモデル的な手法を、保健事業との整合性を保ちつつ、全国的に推進し、その結果として介護保険の運営の安定化を目指すこととしている。この場合、フレイル予防推進会議としては、各自治体の担当者が円滑に取り組みを進めるために、15＋3方式の住民主体のフレイル測定の推進の取組についての制度上の位置付けについての確認を行うとともに、それを踏まえた留意点を明らかにする必要がある。

II 一体的実施の法令、通知での位置づけについての詳細な内容（1）

1. 現行の一体的実施の根拠（平成元年改正に基づいた体系）

【保健事業】

○後期高齢者の医療の確保に関する法律の平成元年改正、令和2年4月実施【図1－1】

○後期高齢者の医療の確保に関する法律125条第1項及び第3項【図1－2】

○高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン（最新は、令和6年3月の第3版）（一体的実施に関する広域連合から市町村への委託（医療系専門職を配置して行う一定の事業）する場合も活用される。）

➡保健事業と介護予防がそれぞれの予算に裏付けられる対等の位置付けであり、介護予防の側の対応は、一般介護予防事業の予算によるポピュレーションアプローチが基本であるということが明確になっている。【図2】
また、フレイル予防のポピュレーションアプローチの手法として保健事業の立場から住民の主体性を尊重する考え方が示されている。【図5－1】 【図5－2】

○令和7年度特別調整交付金交付基準（厚生労働省保険局高齢者医療課長通知（令和7年4月10日））の事業区分
Ⅰ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

（一体的実施に関し、広域連合から市町村への委託する際の特別調整交付金の交付要件等が定められている。）

➡フレイル予防のポピュレーションアプローチの手法として保健事業の立場から住民の主体性を尊重する考え方が示されている。【図6】

○令和7年度特別調整交付金交付基準（厚生労働省保険局高齢者医療課長通知（令和7年4月10日））Q&Aの問74

➡一体的実施の一環としての位置付けについては一定の留意をする必要があるとされている。【図8】

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等
の一部を改正する法律の概要

令和元年5月22日公布

改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

改正の概要

1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）、船員保険法】
 - ・ オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止（告知要求制限）する。
2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
3. NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】
 - ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。（DPCデータベースについても同様の規定を整備。）
4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
 - ・ 75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。
5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】
 - (1) 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
 - (2) 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。
6. 審査支払機関の機能の強化【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
 - (1) 社会保険診療報酬支払基金（支払基金）について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
 - (2) 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する（支払基金・国保連共通）。
 - (3) 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する（支払基金・国保連共通）。
7. その他
 - ・ 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。【国民健康保険法】

施行期日

令和2年4月1日（ただし、1については公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、2は令和元年10月1日、3並びに6(2)及び(3)は令和2年10月1日（一部の規定は令和4年4月1日）、5(2)及び7は公布日、6(1)は令和3年4月1日）

【図 1－2】高齢者の医療の確保に関する法律125条第1項から第3項まで（抜粋）

第百二十五条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要事業（以下「高齢者保健事業」という。）を行うように努めなければならない。

2 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、医療保険等関連情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

3 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、市町村及び保険者との連携を図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法第八十二条第五項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業（次条第一項において「国民健康保険保健事業」という。）及び介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業（次条第一項において「地域支援事業」という。）と一体的に実施するものとする。

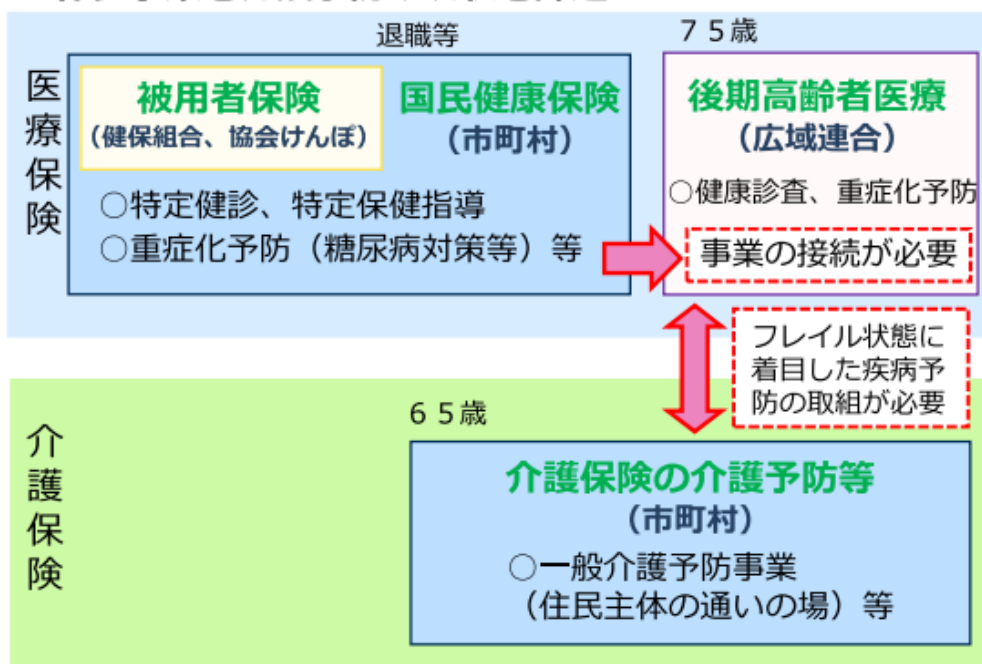
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- 広域連合が高齢者保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防の取組と一体的に実施する取組が令和2年4月から開始された。
- 広域連合は、その実施を構成市町村に委託することができる。

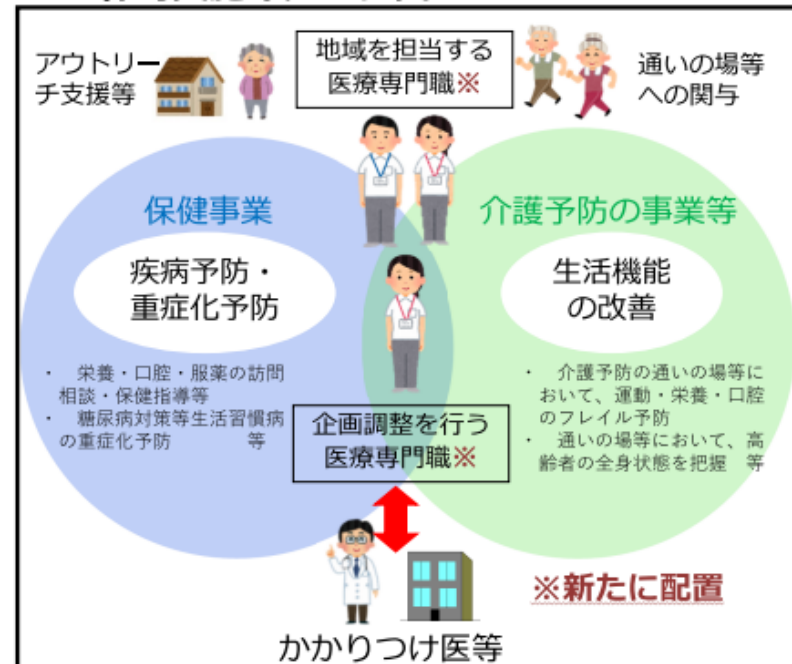
- 令和6年度において、ほぼ全ての市町村において一体的な実施を展開済み。
- 令和7年度以降においては、実施市町村における取組の量の増加と質の向上を目指す。

高齢者医療課調べ（令和6年11月時点）

▼保健事業と介護予防の現状と課題



▼一体的実施イメージ図



Ⅱ 一体的実施の法令、通知での位置づけについての詳細な内容（２）

【介護予防】

○介護保険法115条の４５条第1項及び第6項（第6項は平成元年改正、令和2年4月実施）

➡後期高齢者の医療の確保に関する法律125条第６項と同様の位置付けの内容であり、保健事業と介護予防がそれぞれ視点から、対等に一体的に行われることを前提としている。

【図1－１】 【図３－１】 【図３－２】。

○「地域支援実施要綱」（老健局長通知「地域支援事業の実施についての別紙」（最終改正令和７年７月１７日）

➡一体的実施に関連する記載は、上記の法律での規定のほかには、地域支援実施要綱別添2で、総合事業の一般介護予防事業を進めるために、一体的実施と一体的に進めることの重要性が述べられているとともに、地域支援実施要綱別記1の3の(2)において、一般介護予防事業の「ア 介護予防把握事業」の把握手法の一つの事例として、「⑧高齢者の保健事業等の担当部局との連携による把握」が掲げられている【図3－3】。

【図 3－1】介護保険法115条の4 5 第1項（抜粋）

第115条の45 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第3項第3号及び第115条の49を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。
（各号は書略）

【図 3－2】介護保険法115条の4 5 第6項

6 市町村は、地域支援事業を行うに当たっては、高齢者保健事業（高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項に規定する高齢者保健事業をいう。以下この条及び第117条第3項第9号において同じ。）を行う後期高齢者医療広域連合（同法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この条において同じ。）との連携を図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、地域支援事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、高齢者保健事業及び国民健康保険法第82条第3項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業（同号において「国民健康保険保健事業」という。）と一体的に実施するよう努めるものとする。

【図3－3】地域支援事業実施要綱（抜粋）

【別添 2 総合事業の事業評価 3 総合事業(一般介護予防事業)＜プロセス指標＞（抜粋）】

③保健事業との一体的な実施

介護予防の取組の効果的な推進の観点から、医療保険制度における保健事業との一体的な実施が重要であるため、その実施状況を評価する。

指標の例：・介護予防と保健事業の一体的な実施の実施状況

【3一般介護予防事業の(2)各論（抜粋）】

ア介護予防把握事業

介護予防把握事業は、例えば、次に掲げる方法等により、地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的とする。

⑧高齢者保健事業等の担当部局との連携による把握

(①から⑦まで及び⑨⑩は省略)

Ⅲ 一体的実施における介護予防としての15＋3方式の住民主体のフレイル測定モデル構築に当たっての確認と留意点（１）

1. 保健事業と介護予防の関係は対等であり、それが一体的に実施される必要

フレイル予防のポピュレーションアプローチは、保健事業は「被保険者の健康保持増進のため」（125条第1項参照）という視点から対応する一方、介護予防は、「要介護状態となることの予防等のための施策を総合的かつ一体的に行うため」（135条の4第1項参照）という視点から対応するという分担関係の下で、両者対等な関係性にたち、一体的に実施することとされている。

2. 保健事業の立場からのフレイル予防のポピュレーションアプローチの考え方

- （１）高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で示された【図4】では、市町村から委託された医療系職種が保健事業の立場からフレイル予防のポピュレーションアプローチに取り組む一方、介護予防におけるフレイル予防のポピュレーションアプローチとしての「「地域リハビリテーション活動支援事業等」の取組と一体的に取り組むという関係が示され、介護予防におけるフレイル予防のポピュレーションアプローチが保健事業と別途の事業として一体的に行われることを想定している。この場合、「地域リハビリテーション活動支援事業等」という表現があるように、地域リハビリテーション活動支援事業は単なる例示に過ぎず一般介護予防事業の体系をきめ細かに活用し、市町村が独自の活動を行うことを想定している。
- （２）ガイドライン第3版や令和7年度特別調整交付金交付基準(厚生労働省保険局高齢者医療課長通知(令和7年4月10日))では、住民の主体性を尊重する考え方が示されている【図5－1】【図5－2】【図6】。

【図4】一体的実施の取組における高齢者保健事業のイメージ

企画・調整等を担当する医療専門職

- ✓ 市町村ごとに委託事業費を交付
※事業を実施する日常生活圏域数により上限人数を設定

医師・保健師・管理栄養士

※正規職員を念頭（原則、専従）
※企画・調整等の一環として関連業務に従事することは可

(1) 事業の企画・調整等

- ・ KDBシステムを活用した分析・健康課題の明確化
- ・ 庁内外の関係者間の調整、地域医療関係団体との連携
- ・ 事業全体の企画・立案・調整・分析
- ・ 通いの場等への関与に向けた事業計画の策定
- ・ 国保保健事業（重症化予防など）と連携した事業計画の策定
- ・ かかりつけ医等との進捗状況等の共有

(2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

- ・ 医療、健診、介護情報等を整理・分析、重点課題の明確化
- ・ 介護予防・日常生活圏域二エズ調査等の分析結果も活用して、地域健康課題の整理・分析
- ・ 医療・介護の情報を分析し、支援対象者の抽出と事業へのつなぎ



(3) 医療関係団体等との連絡調整

- ・ 事業の企画段階から相談等
- ・ 事業の実施後においても実施状況等について報告

地域を担当する医療専門職

- ✓ 市町村ごとに事業を実施する日常生活圏域数に応じて委託事業費を交付

保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等

※常勤・非常勤いずれも可

※個別的支援と併せて、通いの場等への関与を実施

● 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

ア. 低栄養防止・重症化予防の取組（かかりつけ医と連携したアウトリーチ支援）

- (a) 低栄養に関わる相談・指導
- (b) 口腔に関わる相談・指導
- (c) 身体的フレイル（ロコモを含む）に関わる相談・指導
- (d) 生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導

イ. 重複投薬・多剤投与等への相談・指導の取組

ウ. 健康状態が不明な高齢者の状態把握・受診勧奨等・必要なサービスへの接続

● 通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

介護予防（地域リハビリテーション活動支援事業等）の取組と一体的に実施

ア. フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔等取組等の健康教育・健康相談を実施。

イ. フレイル状態の高齢者を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上の支援等を行う。

ウ. 健康に関する相談や不安等について日常的に気軽に相談が行える環境づくりの実施。

※取組により把握された高齢者の状況に応じて、健診や医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨などを行う。

【図5－1】高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第3版 (令和6年3月) (抜粋)

【Ⅱ実践編2「(7) ポピュレーションアプローチを活用した支援の実施」から抜粋】

2) 通いの場等において医療専門職が関わる意義 (抜粋)

また、医療専門職が地域資源を的確に把握するためにも、自主運営の状況に配慮しながら通いの場等において情報収集を行うことも大切である。運営をしている住民の希望も聞きながら、医療専門職がどのように関わるか（頻度や具体的内容）を明らかにした上で、住民の活動に寄り添う意識を持って関与することが必要である。ただし、通いの場は住民が楽しく参加するための場として設けられているため、医療専門職の関与により参加しづらくなることのないよう、全員を対象としたヘルスチェックや結果説明とするなど、ハイリスク者が特定されないような取組となるよう留意が必要であり、ハイリスク者への個別支援についてはアウトリーチ型の支援（医療機関への受診勧奨、家庭訪問による指導等）を実施する等の配慮を行う。また、地域における健康づくりやフレイル対策を広げるためには、元気な高齢者等が担い手として参加することも望まれる。なお、通いの場等とは、通いの場だけではなく、駅前商店街やショッピングセンターなど高齢者が日常的に立ち寄る機会の多い生活拠点や健診会場、地域のイベント等を含む。通いの場は多様であるため、地域の実情に応じて、取組内容を企画する必要がある。

【図5－2】高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第3版（令和6年3月）（抜粋）

【Ⅱ実践編2「（7）ポピュレーションアプローチを活用した支援の実施」から抜粋】

4）ポピュレーションアプローチの実践例

全体

- ・ 高齢者の興味・関心事項や、高齢者の健康課題に応じた健康教育・イベント等を広く実施し、関心層に対して情報提供を行う
- ・ 波及効果を狙い、必要に応じ、地域の民生委員、食生活改善推進員、フレイルサポーター、ボランティア養成等と連携して普及等を行うよう検討する
- ・ 通いの場や活動の紹介・勧誘、医療専門職による疾患管理に留まらない事業等（地域活動・介護予防事業や地域活動等）への参加促進の工夫
- ・ ショッピングモール等を活用して無関心層（通いの場非参加者）に対して働きかけたり、個別相談実施者に対して健康ポイント（個人インセンティブ）を付与するなどの対象者別の工夫
- ・ 公共機関、医療機関、健康サポート薬局、まちの保健室、栄養ケア・ステーション等を活用し、各所と連携した広報・啓発、健康教育・健康相談の実施
- ・ 現状の見える化、広報・啓発としての介護予防事業部署との連携や行政・職能団体・住民等による会議体の設置

【図6】令和7年度特別調整交付金交付基準(令和7年4月10日)

事業区分Ⅰ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（抜粋）

【事業区分Ⅰ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の1の（3）の2）の⑤（下線部分は編集上の注記）】

⑤上記（2）の4）②の取組（通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ））については、次のアからオまでについて配慮すること。なお、上記の取組については、75歳未満の者が参加した場合であっても、経費の按分は求めないこととする。

ア ボランティア組織と連携し、健康やフレイルに関する情報提供、意識啓発等の実施や、市町村の健康まつりや健康イベント、各種講演会等の機会を捉えてフレイルに関する情報提供や健康教育等を実施するなど、有効な方法を検討する。

イ 市民ボランティアにフレイルチェックのノウハウ・留意事項等を学ぶ機会を提供して、参加する者も楽しみながら支え手となれる取組を紹介し、教室や研修等の活動に参画いただく。

ウ 通いの場等において実施する上記（2）の4）②ア、又はイを行うに当たっては、従来、フレイル予防等に関心を持ってこなかったような住民の健康意識も喚起する取組とする。

エ 比較的健康な高齢者に対しても、通いの場等への参加勧奨やフレイルや疾病の重症化のリスクに対する気づきを促し、運動・栄養・口腔等の予防メニューへの参加を勧奨するなど、既存事業等と連携した支援とする。

オ 住民主体で運営されてきた通いの場等の特性を踏まえ、健康サポーター等の育成や元気な高齢者の主体性を尊重した活動を促すなど、住民を支援し参加の意識等を向上させる取組を通じて、市民自ら担い手となって、積極的に参加できるような機会を検討する。

Ⅲ 一体的実施における介護予防としての15＋3方式の住民主体のフレイル測定のモデル構築に当たって確認と留意点（2）

3. 一体的実施において介護予防として実施するフレイル予防のポピュレーションアプローチの位置付け

（1）現在の厚生労働省老健局の政策とフレイル予防推進会議の活動方針との関係

老健局においては一体的実施において介護予防として実施するフレイル予防のポピュレーションアプローチの位置付けについては、地域支援事業の一般介護予防事業として市町村ごとの判断に委ねていると解される。一方において、85歳以上人口の急増を背景に介護保険運営の安定化も視野に入れフレイル予防のポピュレーションアプローチを推進するために自発的に立ち上げられたフレイル予防推進会議が、事務局の老健調査研究事業を踏まえ、一体的実施の一環として自治体発のフレイル予防のポピュレーションアプローチのモデル的な手法をとりまとめ、全国的に普及しようとすることは時宜を得たものであると考える。

（2）一体的実施において介護予防として実施するポピュレーションアプローチの展開のあり方

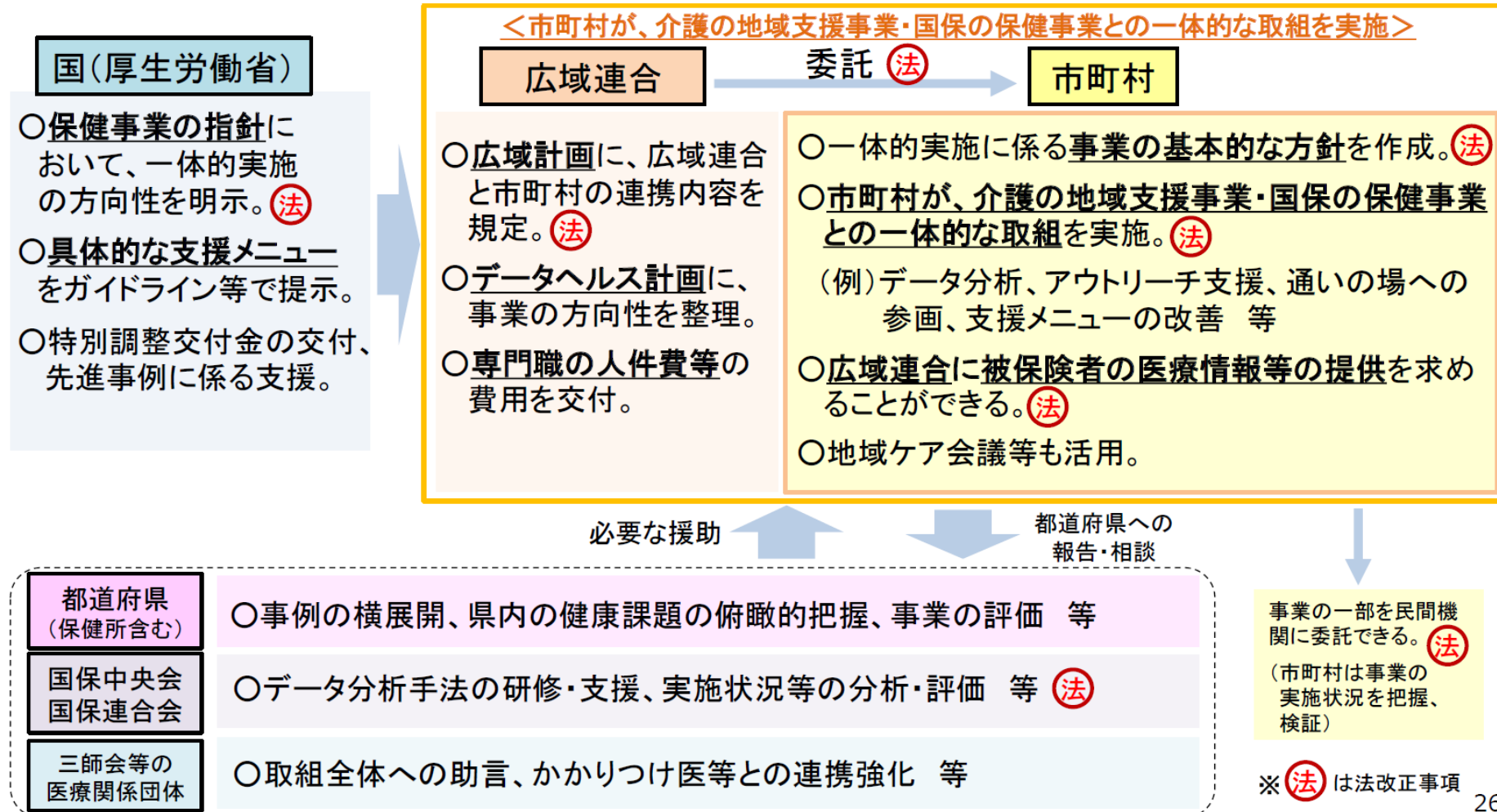
①一体的実施を主管している保険局によるガイドライン第3版や令和7年度特別調整交付金交付基準（厚生労働省保険局高齢者医療課長通知（令和7年4月10日））において保健事業の立場から示された考え方【図5－1，2】【図6】【図8】は、介護予防として実施するフレイル予防のポピュレーションアプローチの展開においても重要な考え方であり、保健事業と介護予防は、その考え方に立って一体的に実施することが重要であると考え。

②したがって、保健事業として提案された後期高齢者の質問票を活用し、その15項目に3つの項目を加えた方式の住民主体のフレイル測定は、保健事業との一体的実施の一環としての介護予防の取組にふさわしい自治体発のモデル的手法といえ、下記の点に留意しフレイル予防推進会議として是非推進したい。

- i) 【図7】は、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの双方の観点から関係機関の役割を整理したものであるが都道府県の役割（事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価等）が明らかにされていることは重要である。
- ii) 15＋3方式の住民主体のフレイル測定は、一義的には、介護予防担当部局の責任で行うものであり、保健事業担当部局の指導の下で行うという関係性ではないが、令和7年度特別調整交付金交付基準（厚生労働省保険局高齢者医療課長通知（令和7年4月10日））Q&A問74に示されたこと【図8】に留意し、保健事業担当部局と丁寧な協議が行われ、円滑な連携体制をとる必要がある（丁寧な協議の一例として、15問のうちの健康に関わる3問に関しする地域住民への説明の仕方については現在作成中の15＋3方式の住民主体のフレイル測定の実施ガイドラインにおいてその内容を明らかにする予定）。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（スキーム図）

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。



【図8】 令和7年度特別調整交付金交付基準（令和7年4月10日） Q & A

（問74） 通いの場等において「基本チェックリスト」に加えて「後期高齢者の質問票」も活用する必要があるか。

（答） 一体的な実施を推進するにあたり、高齢者の特性を踏まえて健康状態を総合的に把握するためのツールとして、後期高齢者医療制度の健診においては「後期高齢者の質問票」を活用いただきたい。また、健診において得られた結果は、特定健診の「標準的な質問票」に代わるものとして、経年推移についても把握しながら、適切な保健指導につなげていただきたい。また、「後期高齢者の質問票」は、健診の場だけでなく、例えば通いの場等においても活用することを想定して作成しているため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の一環として通いの場等において健康教室等を開催している場合等において、当該質問票を適切に活用していただきたいと考えている。ただし、これまでのデータの蓄積等も考えられることから、基本チェックリスト等を活用していただいても差し支えないが、その場合もできる限りKDBシステム等に記録を保管する等の対応が地域の健康課題の把握や事業対象候補者の抽出において重要であることに留意いただきたい。

資料⑤

第3回フレイル予防推進会議総会・シンポジウム（案）

■日時：2025年11月20日（木）14時20分～16時50分

■会場：東京会場＆オンライン（登壇者のみ会場参加：場面転換必要かどうか検討）

【第1部：フレイル予防推進会議総会】14時20分～14時50分

14:20 開会

14:23 会長挨拶（黒岩会長：オンライン）＜7分＞

14:30 第2回総会以降の総括報告＜20分＞

*司会進行：川名実行委員長

i) 各部会（作業委員会を含む）の動き（事務局から説明）＜5分＞

ii) 神奈川県と高知県の取り組み＜各5分×2県：10分＞

川名局長、高知県部長

iii) 今後の各自治体への横展開の基本方針について（5分）

川名実行委員長

14:50 第1部終了

＜休憩（休憩時間を活用した新情報システムの概要説明動画放映を検討）、場面転換＞

【第2部：シンポジウム】15時～

*司会進行：川名実行委員長

15:00 開会

15:03 シンポジウム趣旨説明（川名実行委員長）＜7分＞

15:10 基調講演「人生100年時代の健康政策」（江崎岐阜県知事）＜20分＞

15:30 活動報告＜各8分×6名：50分＞

・自治体：安八町、北中城村、飯塚市

・新情報システム：医療経済研究・社会保険福祉協会

・産官連携事業：イオン

・フレイル予防サービス振興会の紹介：振興会

・学術者からのコメント：矢島部長（5分）

16:25 質疑応答と総括（8名）＜15分＞

質疑応答：川名実行委員長、活動報告者

総括：江崎知事

16:40 シンポジウム終了（川名実行委員長）＜5分＞

16:45 総会締めくくり挨拶（調整中）＜5分＞

16:50 閉会

PRESS RELEASE



2025 年 6 月 25 日

一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会

一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会を設立 ～官民連携でのフレイル予防産業の創出に向けて活動をスタート～

一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会（所在地：東京都、代表理事：久木 邦彦）は、2025 年 5 月 23 日に法人設立登記を完了しました。本日 6 月 25 日に設立総会を開催し、正式に活動を開始いたしました。

当法人は「健やかな 100 年人生」の実現に向けて、行政とも効果的に連携しながら、フレイル予防の普及およびフレイル予防サービスの創出・振興のための活動を全国で進めてまいります。

■ 設立の経緯

これまで東京大学 高齢社会総合研究機構を中心に、産学連携によるフレイル予防の実証研究・事業化研究を数年間にわたり推進してまいりました。

このたび、その成果をより効果的かつ持続的に社会実装するため、高齢化対応のオープンイノベーションの一環として、有志企業 10 社※¹により当法人を設立いたしました。

今後は、2024 年に発足した「フレイル予防推進会議」※²と連携しながら、産業界としてフレイル予防推進に向け積極的に関与・貢献していく新たな枠組みとして活動してまいります。

※¹ イオン(株)、キューピー(株)、(株)マルタマフーズ、伊藤ハム(株)、(株)ニチレイフーズ、日清オイリオグループ(株)、(株)ニッスイ、はごろもフーズ(株)、フジッコ(株)、(株)明治

※² 一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構

フレイル予防のポピュレーションアプローチ <https://www.frail-yobo.jp/>

■ フレイルとは

フレイル (Frailty) とは、加齢に伴い心身の活力が低下し、健康と要介護の中間に位置する状態を指します。

この段階で適切な介入を行うことで、健康な状態への回復が見込めることから、近年その予防と早期対応の重要性が注目されています。

フレイル予防には、「栄養」「身体活動」「社会参加」の 3 本柱の複合的な取り組みが重要であることがわかっています。



引用元：一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構。

フレイル予防住民啓発パンフレット

https://www.frail-yobo.jp/publications/frail-yobo_meeting/

■ 主な事業内容

当法人は、以下の事業活動を通じて、フレイル予防産業を創生し、健やかな 100 年人生の実現に向けた活動を推進します。

- ① フレイル予防のポピュレーションアプローチに関する啓発、広報（教育）事業
- ② フレイル予防に関する官民連携推進に関する事業
- ③ フレイル予防サービス産業振興のためのセミナー、ワークショップ等の研修事業
- ④ フレイル予防の健全な発展に資する情報・知見の収集と情報利活用推進事業
- ⑤ 民間が行うフレイル予防サービスに関する自主認証制度の運営並びに推進事業
- ⑥ 会員企業のフレイル予防啓発等に関する取組への支援事業
- ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

■ 今後の活動計画

当法人ではまず、小売業と食品メーカーが一体となって取り組む食生活提案に関する認証制度の社会実装を進めており、会員企業による制度の活用も検討しております。



＜小売店舗における提案イメージ（実証事業実施時）＞

加えて、参画企業を対象に、専門家による講演や最新の研究成果の紹介を行うセミナー等を開催し、フレイル予防に対する理解と知見の深化を図ります。また、各企業の実践事例を共有する場を設けることで、具体的なノウハウの蓄積と、企業間の相互連携の促進を図ってまいります。つきましては、当法人の趣旨、活動計画にご賛同いただける企業・団体・個人等の皆様のご参画をお待ちしております。

詳細は、公式ウェブサイトをご覧ください。 (<https://frailty.or.jp/>)

■ ロゴマークについて



当法人のロゴマークには、「栄養」「身体活動」「社会参加」というフレイル予防に重要な3本柱の取り組みをイラストで象徴的に表現しています。地域の皆さまが、日々の生活の中で自然とフレイル予防につながる生活様式を取り入れられるよう願いを込めて制作しました。

■ 本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会

Mail : info@frailty.or.jp （担当：事務局）



「健やかな100年時代を応援する」とは、子供から高齢者まで、また障がいや病気を抱える方も含め、すべての人が自分らしく生きることを応援する想いを表しています。



社会全体で取り組む「フレイル予防」

フレイル予防のポピュレーションアプローチを推進する地方公共団体等の公的団体と連携し、住民主体を基本においたフレイル予防のポピュレーションアプローチの啓発を推進するとともに、民間事業者によるフレイル予防に資するサービスの健全な発展等フレイル予防に資する産業活動の振興を目的とします。

日本フレイル予防サービス振興会とは？

令和6年11月22日に開催された第2回フレイル予防推進会議総会でフレイル予防のポピュレーションアプローチ推進のための普及啓発宣言が決定されたことを受け、フレイル予防に資する官民連携事業を推進することを目的として令和7年5月23日に一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会の法人設立登記を完了し、同6月25日に設立総会を開催し正式に活動を開始いたしました。

フレイル予防には、3本柱の取り組み（栄養・身体活動・社会参加）が重要とされております。以下の事業活動を通じて、フレイル予防産業を創生し、健やかな100年人生の実現に向けた活動を推進します。

- 1.フレイル予防のポピュレーションアプローチに関する啓発、広報（教育）事業
- 2.フレイル予防に関する官民連携推進に関する事業
- 3.フレイル予防サービス産業振興のためのセミナー、ワークショップ等の研修事業
- 4.フレイル予防の健全な発展に資する情報・知見の収集と情報利活用推進事業
- 5.民間が行うフレイル予防サービスに関する自主認証制度の運営並びに推進事業
- 6.会員企業のフレイル予防啓発等に関する取組への支援事業
- 7.その他この法人の目的を達成するために必要な事業

当法人では、フレイル予防に資する食生活提案に関するガイドラインを整備し、認証制度として運用することで、フレイル予防に関する正確な情報の発信と、生活者の行動変容を促す食生活提案の実現を目指します。さらに、小売業と食品メーカーが一体となって売場での試行事業を展開し、ガイドラインの実効性を検証・強化してまいります。加えて、参画企業を対象に、専門家による講演や最新の研究成果の紹介を行う勉強会を開催し、フレイル予防に対する理解と知見の深化を図ります。また、各企業の実践事例を共有する場を設けることで、具体的なノウハウの蓄積と、企業間の相互連携の促進を図ってまいります。



フレイル予防三本柱

三本柱の取り組みは、1つだけではなく1つよりも2つ、2つよりも3つと複数の柱に取り組むことで、一番効果を発揮します。2024年7月に声明と提言に基づいて、自治体及び産業界の有志が参加してフレイル予防推進会議が設置され、同年11月には、声明と提言に準拠し、フレイル予防住民啓発パンフレット、同パンフレット説明問答集及びフレイル予防のポピュレーションアプローチの推進に関する担当者用基本問答集（フレイル予防推進会議アドバイザー委員会監修）が決定されました。私たちは、このガイドラインを羅針盤に活動してまいります。



栄養

多様な食品、適切で十分なエネルギー、たんぱく質、ビタミンDなどを意識した食事をとり、歯科受診や口腔体操、噛み応えのある食事意識して心がけましょう。



身体活動

掃除、庭仕事、買い物といった家事など、生活での活動量を増やすことや、有酸素運動（ウォーキングなど）や筋力トレーニングを意識して増やしてみましょう。



社会参加

趣味や学習などの文化活動、ボランティア活動や就労など、前向きに地域の人との交流を楽しみましょう。誰かと一緒に食事をしたり、誰かと一緒に動くことから始めてみましょう。

代表理事あいさつ



フレイル予防のポピュレーションアプローチにあたっては、行政や有識者のみなさまとも方向性を同じくして進めていくことで大きな取り組みに育つものであり、産業界としてもこれに積極的に取り組んでいくべきと考えております。

特に、生活者に日々の暮らしの中で気づきの機会と商品・サービスをご提供し、地域のみなさまと一緒に進めることが使命のひとつであると思います。一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会では業界・業態では限定せず、上記方針の内容にご共感いただける仲間を広く募集いたします。

ひとりひとりが自分らしく、より良く生きることができる明るい高齢社会と健やかな100年人生を実現するため、ご参画をご検討いただけましたら幸いです。

一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会
代表理事 久木邦彦

理事紹介

有識者理事

東京大学
高齢社会総合研究機構 機構長
未来ビジョン研究センター 教授
飯島 勝矢

さらなる健康長寿の実現には、フレイル予防を軸とした産官学民協働および住民同士による新たな地域づくりが重要です。

公益財団法人
日本健康・栄養食品協会
理事長
矢島 鉄也

フレイル予防に資する自主認証制度の運営並びに推進事業について食品表示の専門家として関わっていきます。

一般財団法人
医療経済研究・社会保険福祉協会
理事長
辻 哲夫

明るい超高齢社会日本を目指し、産官連携の下、当法人を通して産業界が一致結束して前進することを祈念します。

企業理事（幹事3社）



イオン株式会社
執行役副社長
渡邊 廣之

イオンは皆さまと共に、最も身近な存在として、フレイル予防の普及啓発を通してより良く生きていける地域社会に貢献してまいります。



キューピー株式会社
執行役員
広報・サステナビリティ本部長
加納 優子

キューピーグループは、食と健康で社会に貢献することを使命とし、国家課題であるフレイル予防に全力で取り組んでまいります。



株式会社マルタマフーズ
代表取締役社長
服部 太郎

マルタマフーズは、高齢者食のエキスパートとして、多世代が集う共食の場作りとそこで活動する人の育成に取り組んでまいります。

企業理事



伊藤ハム株式会社
営業統括部
統括部長
松本 祥吾

「私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します」のグループ理念を体現すべく、全力でフレイル予防に取り組んでまいります。



株式会社ニチレイフーズ
食品総合研究所
研究開発部長
宮本 亮子

ニチレイフーズは、生活者のくらしを見つめ、食を通じて、健康で豊かな社会の実現に貢献していくことを使命とし、フレイル予防に全力で取り組んでまいります。



日清オイリオグループ株式会社
執行役員
関口 和洋

植物油の栄養価値と加工技術により、「おいしい食品や素材」「食生活、食習慣」の提案を通じ、フレイル予防啓発に取り組んでまいります。



株式会社ニッスイ
執行役員

古賀 敬

ニッスイは海で培ったモノづくりの精神と未知を切り拓く力で、社会課題の解決に貢献し、健やかな生活の実現を目指してまいります。



はごろもフーズ株式会社
取締役開発部長

山本 秀幸

はごろもフーズは健康長寿社会の実現に向けて、皆様と共に食を通じてフレイル予防の普及・啓蒙に努めてまいります。



フジッコ株式会社
上席執行役員
経営企画本部長兼経営企画部長

小段 健男

フジッコは「大豆」を手軽に美味しく召し上がって頂くための活動を通して、フレイル予防に取り組んでまいります。



株式会社 明治
グローバルニュートリション事業
本部高栄養食品マーケティング部
部長

荻原 英之

株式会社 明治は「健康にアイデアを」のスローガンを体現すべく、フレイル予防という重要テーマの課題解決に向け鋭意取り組んでいます。

(企業名 50 音順)

フレイル予防推進会議と日本フレイル予防サービス振興会の関係

[フレイル予防推進会議]は令和6年7月に設立。

[日本フレイル予防サービス振興会]は産業部会と連携し、具体的に活動する民間組織として設立。

